

鳥取県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が
退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年6月30日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理事	秋吉有信	鳥取市青谷町河原387-2
〃	飯田伊知郎	鳥取市鹿野町中園183
〃	塩 隆	鳥取市青谷町早牛128-1
〃	長谷川 寿	鳥取市青谷町河原272
〃	山本丈夫	鳥取市気高町飯里113
〃	前田勝幸	鳥取市青谷町小畑358-2
〃	前田保幸	鳥取市青谷町河原809
監事	房安正勝	鳥取市青谷町河原377
〃	寺崎 登	鳥取市青谷町山根438

平成17年12月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	房安正勝	鳥取市青谷町河原377-7
〃	飯田伊知郎	鳥取市鹿野町中園183
〃	大石静雄	鳥取市青谷町青谷4166-6
〃	棚田景己	鳥取市青谷町青谷615
〃	房安俊樹	鳥取市青谷町河原389
〃	笹尾 宏	鳥取市青谷町河原872
〃	滝下千歳	鳥取市青谷町蔵内349
監事	片岡立身	鳥取市青谷町蔵内340
〃	長谷川二郎	鳥取市青谷町河原431

平成21年4月25日就任 任期4年